

犯罪被害者等基本法について

中央区 内藤 裕次(世話人)

1. はじめに

平成16年12月、国会で犯罪被害者等基本法が成立しました。

犯罪被害者は、刑事手続きにおいて、つい最近まで「忘れられた存在」でした。すなわち、戦前の過酷な取り調べから生じたえん罪を避けようとして、戦後の刑事手続は、被疑者・被告人の人権を重視するようになっていたので、被害者は刑事手続きにおいては、参考人として「取り調べの客体」という地位しか与えてこられなかったのです。そして、被害者のこのような地位から、様々な二次被害が生じていました。

しかしながら、ここ数年、被害者保護を求める声が高まり、少しずつ制度も改善されてきました。このような流れの中で、犯罪被害者等基本法が成立したのです。

しかしながら、この法律は、犯罪被害者のための施策に関する基本理念を定めるものであって、国などの責務を明らかにしたものに過ぎないことに注意すべきです。ですから、具体的な被害者保護の施策は、今後の法律と政策に委ねられています。

とはいえ、この法律の制定によって、被害者保護の流れにははずみがつくでしょう。そこで、具体的な局面毎に、どのような課題が残っているのか、そして犯罪被害者等基本法によってこの課題が解決されるのかということについて見ていきたいと思えます。

2. 捜査の段階

(1) 取り調べの客体としての地位との関係

捜査については、被害者は取り調べの客体になります。従って、捜査機関の接し方次第では、精神的な二次被害を受けることが多いのです。

そこで、数年前、犯罪捜査規範(捜査の心構えを規定したもの)が改正され、「捜査を行うに当たっては、被害者又はその親族の心情を理解し、その人格を尊重しなければならない」という、考えてみれば当たり前の一文が追加されました。しかし、交通事故事件に関しては、現場の警察官から非常に横柄な態度で接せられ、親族を失っているのに輪をかけてつらい思いをさせられたという声をよく聞きます。

今回の犯罪被害者等基本法では、国らは、捜査等において被害者の人権に配慮した施策を講じなければならない(第19条)とされており、かかる二次被害を食い止められるような今後の施策に期待するしかないようです。

(2) 情報収集の主体としての地位

1998年頃から、被害者連絡制度という運用によっ

て、被疑者の氏名・年齢や捜査の進捗状況を、被害者が知ることができるようになっています。

しかし、実況検分調書などの捜査記録は開示されないで、被害者は起訴まで(あるいは不起訴まで)半年から1年以上も真実を知ることなく過ごさなければなりません。

犯罪被害者等基本法には、捜査段階で捜査記録の開示を義務づける規定はありませんので、今後の課題となってしまいます。

私見では、被疑者のプライバシーという利益を保護しつつ(判決が確定するまでは被疑者・被告人は犯罪者と扱ってはならないという原則は崩せない)で、被疑者の利益も一応保護すべき)被害者の知る権利を満たすことが出来ると考えるので、捜査段階における刑事記録の開示を義務づけることは可能であると考えています。

3. 起訴の段階

起訴の段階では、起訴に向けた被害者の意思反映と、検察官のする不起訴処分の監視という問題があります。

起訴するかしないかは、検察官の裁量によりますが、被害者の被害の程度や心情も一つの判断材料になりますので、私は、被害者が検察官の前で意見陳述することを、権利として保障すべきだと考えています。

また、不起訴処分の監視については、検察審査会による審査があります。しかし、問題は検察審査会に強制権限が無いことです。

犯罪被害者等基本法にはこのような問題点を改善する明文はありませんので、今後の立法に待つしかありません。

4. 裁判の段階

(1) 裁判の段階では、被害者の刑事手続き参加が認められるかどうかが一番の問題です。現状では、被害者は証人に過ぎません。起訴は検察官が行いますので、被害者は刑事訴訟の主体では無いのです。しかし、最近の改正で、被害者の意見陳述権が認められるようになり、すこしだけ訴訟への参加が認められました。

この点、犯罪被害者等基本法では、刑事手続に参加する機会を拡充する制度を整備する(第18条)とされていますので、今後の具体化に期待したいところです。実際に、法務省は、刑事裁判で被告に直接質問するなど被害者が何らかの形で審理に関与できるようにすることを軸に、被害者の裁判参加を拡充させる法整備の検討を始めたそうですので、将来被

疑者の刑事手続き参加が可能になると思われます。

政府が、被害者の主体的地位を認めたということですから、画期的な動きであると、現段階では一応評価できます。

(2) また、証人となる被害者の保護も重要です。お礼参りの危険がありますし、被告人の面前では畏怖して証言出来ない場合があります。このため、最近の改正で、証言台についたてを設けたり、テレビ会議システムで証言できるようになりました。犯罪被害者等基本法により、もう一歩進んだ施策が望まれます。

(3) さらに、被害の弁償に関しては、最近の改正で、和解内容を刑事事件の公判調書に記載してもらえば、損害賠償について強制執行できるようになりました。さらには、刑事事件と民事事件をセットで審理する方法(付帯私訴といいます)の復活によって被害者

の裁判活動の負担軽減が必要ではないでしょうか。

犯罪被害者等基本法では、刑事事件と損害賠償を有機的に結びつける制度の拡充をすることになっていきますので、この付帯私訴の制度が設けられるかも知れません。

5. まとめ

このように、被害者を巡る刑事手続きについては、まだまだ問題が多く、不十分なものです。被害者保護論は、ようやく最初の一步を踏み出したばかりですが、今後の政策に期待するだけでなく、実際に被害者の立場として声をあげる必要があります。

それにしても、被害者保護論を語る必要のない時代、すなわち、交通事故が無い時代が到来することを願ってやみません。

報告 犯罪被害者支援の日に参加して

東区 内山 孝子(副代表)

全国犯罪被害者支援ネットワーク主催の「犯罪被害者支援の日」第2回中央大会が10月3日東京都内の共立講堂で開かれ、前田代表と私が共同参画団体として出席しました。

この大会は犯罪被害者の置かれている現状と支援の必要性を広く訴えると共に、国による被害者支援策の充実を求める目的で行われているものです。来賓の国松孝次氏(元警察庁長官)は、「活動が発展し大きな国民的運動になるよう望む」と述べていました。

5団体の遺族が、体験からの苦悩を訴えましたが、被害者の思いは共通です。犯罪被害者は同じ社会の人によって不当に傷つけられ、社会との信頼の絆を断ちきられた人たちです。その意味でも「支え合い」という意味の「支援」が、人間社会には大変重要です。民間支援団体などが、今後真の支援組織となるよう互いに連携する必要性を痛感しました。

最近、道交法の改正で罰則規定が引き上げられ、また12月には犯罪被害者基本法が成立するなど、被害者の活動が法改正につながっていることは喜ばしいことです。これからも被害者の声に耳を傾けて欲しいと願っています。



会場ロビーの展示ブースに、被害者の会の活動とパネルを紹介しました

中央大会発言要旨

平成8年4月、携帯電話に夢中になった運転手の前方不注視により、主人を亡くしました。そして、事件後の急激な生活の変化への不安で、私はぎりぎりの精神状態になりました。

先ごろの道交法改正で、運転中の携帯電話使用が罰則の対象になりましたが、イヤホンマイクを使えば規制からはずされるのです。ここには、一瞬の安全確認違反が相手の命まで奪ってしまう重大な犯罪であるというとらえ方がありません。背景にあるのは車優先の社会であり、その犠牲者は子どもや高齢者など弱い人たちなのです。また、捜査段階において加害者言いなりの事故調書が作られ、遺族や当事者に事故原因や真相が明らかにならないという当事者と捜査機関との著しいギャップが交通犯罪被害者に二次的被害をもたらします。被害者の会は交通事故調書の早期開示を求めると同時に、事故原因解明と公正捜査のため、捜査の科学化、ドライブレコーダーの義務化などを求めます。

私たちは望んで被害者遺族になったわけではありません。故人の名誉と命の尊厳から交通犯罪を軽く扱って欲しくないのです。尊い犠牲を無駄にせず、社会正義が実現されることを強く望んでいます。



発言する内山さん

会員からの報告とお便り

加害者の刑事裁判を終えて

室蘭市 高橋 利子

平成16年8月23日、札幌地方裁判所において、遠藤裁判官より真理子の命を奪った加害者に対し判決が言い渡されました。

「禁固1年に処する。ただし、この裁判の確定した日から3年間刑の執行を猶予する」
たとえ半年でもいい、実刑になる事を願っていた私たちは裁判官が退席した後もしばらくその場を動く事が出来ませんでした。

平成15年5月、第1回公判の後ようやく手にすることが出来た捜査資料に書かれていたのは、もう二度と真理子は帰ってこないという事実と共に、加害者の過去5年間の免停2回と人身事故を含む犯歴、そして本人の供述調書によれば「覚えていない」ほどの多くの事故と、犯歴には無い人身事故歴でした。当たり前であるべき交通法規の遵守を、全く無視した運転を常としていた加害者が、起こるべくして起こした事件であり、真理子はその犠牲になったのです。

それにもまして許されなかったのは3回の公判の間中、全く反省の態度が見られなかった事です。無罪を主張した二度の公判では嘘を並べ立て、再開された公判と判決の日にあっても、私たち遺族や多くの傍聴して下さった方々を冒瀆するような態度さえみられ、謝罪がなくても反省しているに違いない、との淡い期待は見事に裏切られました。このような人間がこのまま社会に出るという事は、必ずまた同じ事を繰り返すに違いないとの確信から、実刑になる事を願いました。自らを振り返り反省をしたうえで、これからの生き方を考えて欲しい、と思ったからです。

しかし、下された判決は判例の域を出ず、量刑の理由も納得できないものでした。

心のこもった2200筆の署名を添えて、検察に控訴をお願いしましたが叶わず、2年10ヶ月の辛かった闘いは終わりました。

この間、被害者の会の役員の皆様はもちろん、会員の皆様には本当にお世話になりました。ここまで来ることが出来たのも、皆様の適切な助言と暖かい励ましと支えがあったから、と思います。何より同じ想いの方々の中にいる時、どれほど癒されたかしれません。心からお礼申し上げます。有難うございました。

3年の時効を前に、民事提訴をいたしました。訴えた相手は加害者と道路公団です。

道路公団を訴えましたのは、何よりも、安全な高速道路であって欲しいとの願いからです。もともとは動物が自由に暮らしていた山の中に人間の勝手に道路を造ったものです。現在ある立ち入り

防止柵だけでは動物の侵入を防ぐ事は出来ません。動物に優しい道路となる事を考えていただきたい。それは人間にも優しい安全な道路となるはずです。動物も人間も同じ大切な命です。喪った真理子の命を無駄にしたくないと思っています。

(関連記事は会報10、11、12の各号にあります)

アンケート同封します 遠軽町 中島 良子

次から次といろいろな事があり、本当になさけなくなりませんが、自分が歩み寄れば助けてくれる人がいると言う事を最近になってあらためて気付かされました。夫が人にしてあげていた事がムダではなかった。今度は私がお世話になっている。なんだか悲しいけど、今人の手を借りて生きている。生かされていると思う今日この頃です。一件でも二件でも交通事故などが世界から減るよう心から祈っています。

内山さんもお忙しい事と思いますが、風邪などひきませんようお体大切にしてください。会の皆様、事務局の皆様にもよろしくお伝え下さい。(フォーラムの)アンケート同封いたします。

署名送ります 三石町 後藤 正之

私が思うのに、現代の多くの人々は、自分に対しても人に対しても、その命というものに対する意識(生かされている大切な命)が希薄になっている様な気がしてなりません。特に北海道の人は、交通事故の悲惨さを口にしますが、実際に自分が車を運転するとなると(要は見つからなければいい)と殆ど交通法規を無視した運転をしています。私が驚いたのは、小泉内閣の幹事長である武部勤氏がテレビのインタビューで「北海道は道路事情が良いから、時速を70キロでも80キロでも交通法規を変えた方が良い」と言った事です。今でも全国一という不名誉な交通事故死の記録を続けているのに、なんて事言う人だろうと呆れて聞いていました。人の命の尊さという感覚が完全に麻痺した人の発言というより言葉が見つかりません。何故なら、交通事故の死傷被害は、その殆どが加害者のスピードの出し過ぎ、前方不注意に因るからです。

「被害者の会」の会合に私も出席したいと思っているのですが、妻が病弱でなかなか出席出来ず申し訳なく思っています。その内、何とかチャンスを見つけて出席したいと思っています。

大変遅れましたが、ご依頼の(事故調書の開示を求める)署名を同封致しました。お体大切にご活躍下さい。

(捨て猫を養っています。この絵はパソコンで描きました)





会 の 目 録

2004.8.11 ~ 2005.1.10.

会合など

- 8/11 世話人会・例会、会報15号発送
- 9/1 ドライブレコーダーについて代理店と懇談
- 9/13 世話人会
- 9/21 ~ 9/22 いのちのパネル展(道庁ロビー)
- 10/3 犯罪被害者支援の日・中央大会出席(東京)
- 10/13 世話人会・例会
- 11/5 「フォーラム・交通事故」開催
- 11/10 世話人会・例会
- 11/17 交通安全道民総決起大会出席(共済ホール)
- 12/8 世話人会・例会

訴えの活動

「心に響け被害者の声! 100万人講習」など

- 8/19 札幌安全運転管理者法定講習 9/29 上士幌高校 10/12 札幌月寒高校 10/25 羽幌交通安全女性サミット 10/27 札幌安全運転管理者法定講習
- 11/19 (株)北路コムテック 12/16 札幌月寒高校定時制(小野)
- 9/2 日本道路公団道支社 10/15 札幌安全運転管理者法定講習 11/17 浦河町交通安全町民大会 12/16 札幌安全運転管理者法定講習(佐川)
- 9/6 札幌安全運転管理者法定講習(内山)
- 9/10 石狩管内交通安全教育推進会議 9/15 小樽工業高校 9/24 苫小牧南高校 11/26 札幌安全運転管理者法定講習 12/13 札幌厚別高校(前田)
- 9/14 札幌安全運転管理者法定講習 9/26 立正佼正会 10/19 札幌北郵便局 11/15 札幌安全運転管理者法定講習 11/18 札幌安全運転管理者法定講習(荻野)
- 10/5 札幌安全運転管理者法定講習(水野親)

処分者講習での講師

- 8/20 水野美 9/17 小野 10/28 佐川
- 11/26 水野親 12/17 小野

~ 編集を終えて ~

クルマ使用の社会的規制が一つ進みました。視界が遮られて危険が指摘されていたトラックなどのフロントガラスの「装飾板」が、この1月から全面禁止となったのです。国土交通省が道路運送車両法の「保安基準」を改正(12月2日官報公布、施行日2005

年1月1日)したのです。被けん引自動車以外の全ての自動車について、前面ガラス及び側面ガラスに装飾板等を装着した状態は、基準不適合とする(可視光線透過率が70%以上となるものは除く)というもので、違反した場合、ユーザーは50万円以下の罰金、取り付け業者は6か月以下の懲役または罰金30万円が科せられます。これまで、スモークフィルムについては違反でしたが、アルミ及びアクリル板をフロントに取り付けた装飾板は違反対象に出来ませんでした。今回はその様な行為も禁止をし、罰則対象にしたものです。

きっかけになったのは、2003年11月に川崎市で装飾板を着けたトラックが横断中の母子をひき、ベビーカーの幼児が死亡し母親が重傷となる事件ですが、同様の被害にあった遺族の皆さんが国土交通省に何度も要望書を出すなどの働きかけをして実現しました。極めて当然のことであり、いまさらという感がしないでもありませんが、こうした措置の積み重ねが、命や安全よりクルマ通行を優先する倒錯した社会を変えていく力になると思います。

私も意を強くしましたが、被害者の会の会員では、筒井さん(世話人・札幌市)の妹さんが、装飾板を装着したトラックの犠牲になっており、当時の新聞(H10.12.5「道新」)も原因の一つと指摘していました。その筒井さんは、妹さんの無念を噛みしめながら「今回の改正を聞き、ようやく一安心できたなと思います。しかし、まだまだ世の中には改正してほしいこと、矛盾...様々な問題が残っています。装飾板の禁止はその中の一つでしかありません。今後も、微力ですが頑張っていきたいと思います」とその心境を語ってくれました。同じく、平成14年に装飾板を着けたトラックによって奥様を亡くした札幌市北区の四戸岸さん(会員)も「何より大切なのは安全確認。そのための規制はより強化すべきです」と述べています。今後も「犠牲を繰り返すな」という当事者の痛切な声を、具体的に上げていく必要があると思います。(前)



例会に気軽にお越し下さい。毎月第2水曜日の13時~15時、事務所です。

予定 2月9日(水) 3月9日(水) 4月13日(水)

世話人会は同じく毎月第2水曜日の午前中に行っています。

また毎週水曜日の10時~13時は、世話人が交代で事務所に出ています。何かあれば気軽に訪ねて来て下さい。

次の会報発行は4月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。